

令和7年（2025年）10月10日
子ども文教委員会資料
教育委員会事務局子ども・教育政策課
教育委員会事務局指導室
教育委員会事務局学務課

区立学校の教育に関する費用負担補助について

区では、学齢期の子どもが質の高い教育を受け、充実した学校生活をおくり、保護者は安心してその成長を見守ることができるよう、令和8年度から新たに区立学校の教育に関する費用負担補助の実施を予定している。その検討状況について報告する。

1 背景等

区では、令和6年度から区立小・中学校の学校給食の保護者負担補助と区立学校在籍以外の学齢期児童生徒の保護者への給食費相当額の支援を行っているが、その範囲は限定的である。学校給食費の無償化は国の責任で実施すべきであるが、教育に関する費用は教材費や校外学習費等多岐にわたっており、さらなる保護者支援の充実が求められている。

また、区立学校の教育活動においては様々な場面で子どもを主体とした教育を充実していく考え方であり、加えて、区立学校の働き方改革の推進では、学校教職員の事務負担の軽減や学校運営の組織的な支援体制の構築が位置付けられている。

こうした背景等を踏まえ、区立学校をより魅力的なものとし、義務教育期間における保護者支援を充実する必要がある。

2 事業内容等

（1）区立学校の教育に関する費用負担補助（新規）

新たに教材費、修学旅行等について保護者の費用負担を補助し、安心して活動に参加できる環境をつくる。これにより、区立学校において保護者から該当費用を徴収することはなくなる。

① 対象者

中野区立小中学校に在籍する全児童・生徒を対象とする。

② 対象とする費用

原則として、現在、保護者から徴収している費用すべてを無償化の対象とする。

教材費（ドリル・理科実験材料・家庭科実習教材・図画工作キット等）、修学旅行費、校外活動費、移動教室費

③ 実施方法の工夫

修学旅行、校外活動、移動教室については、子どもが考えた活動内容や行き先を反映できる仕組みを導入し、「子ども主体の学校教育」をすすめる。

（2）執行体制について

区立学校の教育に関する費用負担補助の実施にあわせて、私費会計事務の効率化・適正化、学校運営の組織的なバックアップ体制の構築及び、公会計化の推進を図るため、学校事務を本庁における集中管理へと移行する方向で検討を進める。

3 今後のスケジュール（予定）

令和7年 10月～実施方法等詳細検討

令和8年 2月 保護者説明

4月～ 事業開始